平成２７年　　月　　日

従業員の皆さんへ

～マイナンバー制度についてのお知らせ～

株式会社？？？？？？？？

総務部長　？？？？？

既にご存知の方も多いことかと思いますが，平成２８年１月から税・社会保障・災害対策等を統一した番号で管理する「マイナンバー制度」が開始します。この制度について，皆さんに知っておいて頂きたい点をお知らせします。ご家族の方へのご周知もお願いいたします。

１，マイナンバーが付与・通知される時期

マイナンバーは，平成２７年１０月５日時点の住民票上の住所に宛てて，１０月中旬から１１月にかけて簡易書留郵便で発送されます。

この郵便は転送されませんので，実際の住所と住民票上の住所が違ったまま１０月５日を経過してしまった方は，不在扱いで住民票がある自治体に返送されることになります。その場合は，速やかに返送された自治体へ問い合わせて，マイナンバーの通知が受けられるようにして下さい。

簡易書留郵便には，皆さん各自のマイナンバーが記載された「通知カード」が封入されています。この通知カードはとても大事なものですので，紛失しないように大事に保管して下さい。

２，マイナンバーの取り扱いについての注意

マイナンバーは，法律上決められた目的（例：勤務先の税務・社会保険手続の事務）以外の目的で教えたり，尋ねたりすることは禁止されています。たとえ，相手本人の同意があったとしても，マイナンバーを尋ねてはいけません。

ですので，通知カードが届いても，カードに書かれたマイナンバーはむやみに人に教えたり，尋ねたりしないよう気を付けて下さい。なお，マイナンバーの情報を漏えいすると，その漏えい内容によっては大変厳しい処罰の対象となりますので（最も悪質な漏えい行為については，４年以下の懲役刑もしくは２００万円以下の罰金刑），そのようなことは絶対にしないよう留意して下さい。

また，業務上お客様の本人確認をする際も，マイナンバーが載っているもの（通知カードや，後述する「個人番号カード」の裏面）は一切提示を求めないように気を付けて下さい。

３，マイナンバーの利用目的

当社は，皆さんのマイナンバーを，以下の目的で利用します。

(1)　源泉徴収票作成事務

(2)　財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書，届出書及び申込書提出事務

(3)　健康保険及び厚生年金保険の届出事務，申請事務及び請求事務

(4)　雇用保険・労災保険の届出事務，申請事務，請求事務及び証明書作成事務

(5)　その他，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律９条各項所定の事務

以上の目的以外で，当社が皆さんのマイナンバーを使用することはありません。仮に，以上の目的以外で皆さんのマイナンバーを利用することになった場合は，事前にその旨をお知らせします。

４，個人番号カード取得のお勧め

通知カードを受け取ったら，「個人番号カード」の発行申請をされることをお勧めします。（通知カードと個人番号カードは別物です）

個人番号カードは，通知カードに同封された申請書を郵送するか，あるいはスマホ・パソコンを通じてのWEB手続きで発行申請ができます。申請すると，平成２８年１月以降自治体の窓口で個人番号カードを受け取ることができます。（このとき，通知カードは自治体に返納することになります）

この個人番号カードがあれば，後述する「本人確認手続」はこの一枚で済ませることができとても便利ですので，発行申請をすることをお勧めします。

５，マイナンバー申告のお願い

当社は，３で書いた手続に使用するため，皆さんのマイナンバーをお尋ねすることが法令上義務付けられています。ですので，今後皆さんの本人確認をした上で，所定の書類を見せて頂き，皆さんのマイナンバーを確認させて頂きます。

皆さんからお預かりしたマイナンバーは，当社の取扱規程の下で厳重に保管した上で，アクセスできるスタッフも限定する等，決して外部に漏えいしないような体制を構築して管理しますので，ご安心下さい。

６，マイナンバー申告の手続き

＜本人確認・対面バージョン＞

マイナンバーを教えて頂く要領ですが，平成２８年１月以降，以下(1)～(3)のどれかの原本を総務部の？？？までご持参いただき，本人確認を受けて下さい。その際，当社が皆さんのマイナンバーを登録させて頂きます。

(1)　個人番号カード

(2)　通知カードと運転免許証（免許証の代わりにパスポートでも可）

(3)　住民票の写しと運転免許証（免許証の代わりにパスポートでも可）

（(3)は通知カードをなくした場合）

(1)～(3)いずれの証明書も用意できない，という方は個別に必要書類をお伝えしますので，その旨お申し出ください。

また，配偶者が第３号被保険者（社会保険上，あなたの扶養に入っている配偶者）である場合は，配偶者の方のマイナンバーも教えて頂くことになります。

その際に必要な書類として，

(a)　委任状

(b)　あなたの顔写真が写った本人確認書類１点（例：個人番号カード，運転免許証，パスポート等）

(c)　配偶者の方の個人番号がわかるもの１点（例：個人番号カード，通知カード，住民票の写し等）

以上の(a)～(c)全ての原本を持参してください。

（「(a)　委任状」の書式は，総務部にてお渡しします）

＜本人確認・郵送バージョン＞

マイナンバーを教えて頂く要領ですが，平成２８年１月以降，以下(1)～(3)のどれかのコピーを，配布した当社宛ての封筒を使って，簡易書留で当社へ郵送して下さい。

(1)　個人番号カード

(2)　通知カードと運転免許証（免許証の代わりにパスポートでも可）

(3)　住民票の写しと運転免許証（免許証の代わりにパスポートでも可）

（(3)は通知カードをなくした場合）

(1)～(3)いずれの証明書も用意できない，という方は個別に必要書類をお伝えしますので，その旨お申し出ください。

また，配偶者が第３号被保険者（社会保険上，あなたの扶養に入っている配偶者）である場合は，配偶者の方のマイナンバーも教えて頂くことになります。

その際に必要な書類として，

(a)　委任状の原本

(b)　あなたの顔写真が写った本人確認書類１点（例：個人番号カード，運転免許証，パスポート等）のコピー

(c)　配偶者の方の個人番号がわかるもの１点（例：個人番号カード，通知カード，住民票の写し等）のコピー

以上の(a)～(c)全てを，配布した当社宛ての封筒を使って，簡易書留で当社へ郵送して下さい。

（「(a)　委任状」の書式は，総務部にてお渡しします）

以　上